

令和7年度 バッテリー売払い（単価契約） 仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、塩竈市廃棄物埋立処分場に保管するバッテリーの売払いについて適用する。

2. バッテリーの種類

- (1) 自動車用バッテリー
- (2) 小型船舶用バッテリー

3. 引渡場所

塩竈市廃棄物埋立処分場（宮城郡利府町赤沼字中倉21番地1地内）

4. 予定数量

- (1) (2)を合わせて、約1, 400kg(昨年度実績より)

※予定数量については、数量を保証するものではないことに注意すること。

5. 契約価格

契約価格は、上記「2. バッテリーの種類」にて示したバッテリーにおける1kgあたり単価（税抜）とする。

6. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

7. 搬出（作業）時間

搬出（作業）時間については、午前9時から午後4時までとする。

（土曜、日曜、祝日及び本市が指定する日を除く。）

※悪天候や日没等により本市が作業中止の判断をした場合は、速やかにその指示に従うこと。

8. 計量方法

バッテリーの重量計量については、埋立処分場の計量器で行うものとする。

（埋立処分場で計量できる運搬車両は、幅2.8m×長さ6.0m×総重量20トン未満の範囲とする。）

9. 搬出方法

(1) 事前協議事項

- ①バッテリーの運搬にあたっては、本市と打合せを行い、搬出方法（積込、計量方法、車両台数等）等について充分に協議し、施設の運営管理に支障がないように計画・実行すること。

(2) 積込

- ①積込作業を行う場合、作業方法、作業手順等を検討し、安全確保の対策を講じること。
- ②積込・積下しに使用する重機、機材等は、その収集量に応じ、買取人が的確に選定し、準備すること。なお、当該業務に必要な重機、機材等、操縦士、燃料、消耗部品等については、買取人の負担とする。
- ③本市が指定した埋立処分場の保管区域から必ず行うものとし、保管されていたもの全てを搬出するものとする。

(3) 運搬方法

- ①バッテリーの運搬にあたって、車両から落下させることのないように措置を講じること。
- ②運搬にあたっては交通関係法令を遵守すること。
- ③搬出したバッテリーは速やかに再生し、不適切な保管を行わないこと。

(4) 作業上の注意事項

- ①気象状況の変化等により、何らかの事故が懸念される場合、必要な措置を講じるなど未然防止に努めること。
- ②作業員については、ヘルメット及び安全具を着用すること。

(5) 写真管理

- ①黒板等に次のことを記載して撮影すること。
 - ア) 件名
 - イ) 撮影年月日
 - ウ) 搬出事業者名
- ②撮影場所で、着手前、作業中、着手後の写真を撮影すること。なお、撮影方法については、周囲の状況が把握できる全景写真とする。
また、中間処理施設等の荷下ろし時の写真を撮影すること。

10. 提出書類

(1) 作業前提出書類

- ①着手届
- ②搬出計画書 積込・計量方法、運搬車両の動線等を記載すること。
- ③最終処理を行う事業者について、環境に配慮した規格(ISO14001等)の認証を受けていることの証明書等

(2) 作業後提出書類

- ①報告書 作業日、作業場所、時間、搬出量等を記入した報告書を作成し、搬出完了後、本市に提出すること。
なお、当該書面について、数量は月日ごとの搬出量や最終的な合計量が確認できるものとし、金額は税別額及び税込み額の記載があるものとする。
- ②写真台帳 作業前、作業中、作業後の記録写真を撮影し、それぞれにおける作業日や作業場所、時間の確認がとれる写真台帳として本市に提出すること。

11. 搬出量及び請求金額の確定

搬出量は、業務が完了した時点で合計量の 10 kg 単位未満を切り捨てた数量で確定とする。
また、請求金額については、確定した搬出量に契約単価を乗じて得た金額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に消費税相当額を加算した金額とする。

12. 入金

売払い代金は、数量確定後に別途発行する納入通知書により、指定期日までに塩竈市指定金融機関に入金すること。振込手数料などの手続き関係に係る費用は、買い手側の負担とする。

13. その他

- (1) 安全対策に十分留意し、従事者の安全確保に努めること。
- (2) 作業により、作業員及び搬入車両等に損害を与えないよう留意すること。
- (3) 作業にあたっては関係法令を遵守すること。
- (4) 埋立処分場内での事故等に十分注意を払うこと。なお、搬出時（積込及び運搬等）により生じた事故については、買取人の責任とする。
- (5) 埋立処分場からの運搬や搬出先及び中間処理施設の処理過程においては、騒音・悪臭等を発生させないよう十分に配慮するものとし、周辺地域に影響がないようすること。
- (6) 最終処理については、環境に配慮した規格 (ISO14001 等) の認証を受けている事業者のもとで行うようにすること。
- (7) 運営及び維持管理にあたって、疑義が生じた場合には、本市と協議すること。

以上